

このボトルを日本で売れるか

株式会社ハルミズ様 ご相談の対象：日本で発売する携帯用浄水ボトル（着脱式フィルター、吸うときだけ開く弁、電池なしのカウンター）
貴社の状況：創業2年目のD2Cブランドです。11月の展示会でお披露目し、12月1日に自社サイトで発売します。売り先はいまのところ日本国内だけです。

2026年9月5日にいただいたご相談について、調べた結果と当所の結論をまとめました（2026年9月25日時点）。

※本資料は月額サービス「特許マンの知財担当」の見本です（株式会社ハルミズと製品は架空／他社の特許の記載は実在）。

フィルターと吸口の作りしだいです

根拠 いま権利が生きていて貴社の製品に関係しそうな主な特許は、下の表の4件です。結論は貴社のフィルターと吸口の作りで変わりますが、内部の作りはまだ拝見していないので確認が必要です。

対応 フィルター全体（上下の面も）と、キャップの上と内側、吸口の内側の写真をお送りください。頂いてから5営業日を目安に、結果を書面でお渡しします。

1. 何を調べて、何と比べたか

調べた範囲 日本の特許と実用新案の公報、各国の特許公報（同じ仕組みが日本にも出ていないかを探すため）、出願や権利がいま生きているかの特許庁の記録を調べました。部品ごとに絞り込み、関係しそうなものは請求項まで読みました。

絞り方 フィルター・吸口の弁・カウンターに分けて探しました。他社の意匠権（形の権利）は、今回は調べていません。

2. 見つかったもの（貴社の案とどこが近いか）

特許の番号	名称	権利者・出願人	どこが近いか・いま権利が生きているか
特許第7307421号	携帯用浄水ボトル	エ．マ．フ．ル合同会社 ／中村 充男	2023年に特許になり、最長2043年まで効力があります（2026年6月に特許料が納められています）。カートリッジを、キャップと内側のパッキンの両方にねじ込んで留める構造です。
特許第7103941号	重力流式フィルタアセンブリ	Hydros社（ハイドロス ボトル、エルエルシー・ 米）	最長2036年まで効力があります。注ぐ型の装置に使うフィルター（プラスチックの筒の上下に金属のフィルター、中にろ材）も押さえており、吸う型に及ぶかは解釈次第です。同じ系列の第7636371号は、水を入れる口と注ぐ口に、それぞれ蓋が付いたキャップの特許です。
特許第6343061号	携帯用浄水器	株式会社かりはな製作所	最長2037年まで効力があります。内側が0.1～1.0度で細くなる筒形のケースに、着脱できる中空糸膜のフィルターを入れる構造です。
特許第6784567号	飲料容器	株式会社リッチェル	最長2036年まで効力があります。吸うと開く弁のある吸口に、ストローと蓋、蓋を開けると中の圧を抜く弁が付く構造です。

3. 留め方を変えるかを決める材料（販売の妨げの有無・相手の権利の状態・設計変更の余地）

他社の特許が、貴社の販売の妨げになるか

まだ判断できません。当所でフィルターと吸口の作りを確認します。

貴社のフィルターがボトルの中まで入る筒型か、パッキンとねじ山や、上下の口に金属のフィルターがあるかを、まだ確認できていないためです。第7307421号が押さえている条件は8つあり、そのうち3つは、貴社のご説明では製品にもあり、残り5つが未確認です。

関連する特許は有効か

表の特許はすべて有効、出願1件は審査中です。

特許第7103941号は、今年7月が期限の特許料がまだ記録に無く、2027年1月13日までに納められなければ効力を失います。同じ系列の特願2024-140630は審査中で、特許になるかどうか、なったときの範囲も、これから決まります。

設計変更で避けられるか

ねじ以外の留め方を検討できます。

この特許の条件のうち、変えやすいのは留め方です。留め方をはめ込み式や突起に変えれば、第7307421号のねじ（雄ネジ部・雌ネジ部）の条件には当てはまりません。ただし、条件を外しても同じ働きをする形は、権利が及ぶと判断されることがあります。

4. 決めること・すること

貴社が決めること

当所が貴社の製品を他社の特許の権利範囲と対比した結果を見て、いまの作りのまま発売するかどうかをお決めください。それとは別に決めていただくのは、製造を外部に委託するかどうかです。委託する場合は、委託先が他社の権利を侵さないことを保証することと、警告が来たときに協力することを契約に入れてください。ただし、貴社が指定した設計から起きた分は、この保証の外とされることがあります。留め方を貴社が決めた場合は、その分の責任を委託先に求められないことがあります。

貴社がすること

10月16日までに フィルター全体（上下の面も）と、キャップの上と内側、吸口の内側の写真をお送りください。

当所がすること

10月23日までに 写真をいただいてから5営業日以内を目安に、第7307421号・第6343061号・第6784567号とHydros社の特許2件・出願1件を貴社の製品と対比し、結果と設計変更の案をお渡しします。

見直し Hydros社の出願が特許になったとき、フィルターや吸口の作りを変えたときは、ご希望があれば、この書面を作り直してお渡します。

Q. 何を写真に撮ればよいですか

キャップの上と内側、吸口の内側、外したフィルター全体（上下の面も）です。

<この書面の前提と、言えないこと>

前提 この書面は、販売するのが日本国内だけであることを前提にしています。この前提と違うところがあれば、お知らせください。結論が変わることがあります。

調査記録 調べた条件・件数・原文は、別紙「調査記録」でお渡しします（お手元のAIで中身を確認できるデータも添えます）。

見ていないもの 出願から1年6か月がたっていないものは公開されないため、当所でも確認できません。同じ内容の出願がすでにあるかもしれません。外国の特許は日本では効力が無いため、日本で登録された権利（外国の会社のものを含む）だけを見ています（海外で売る場合は別にお調べします）。この書面では扱っていないこと：他社の意匠権が販売の妨げになるか（形の権利は今回の対象外です。ご希望があれば、別にお調べします）／Hydros社の出願で、貴社が補償金（特許法65条）を請求されるおそれ。

言えないこと 他社から権利を主張されないことを保証するものではありません（最終的に判断するのは裁判所です）。鑑定書や、警告への対応は、別途お見積りいたします。